

自然公園法の一部を改正する法律要綱

第一 利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設

一 国立公園における協議会の設置

1 国立公園の区域をその区域に含む市町村又は都道府県は、市町村にあつては単独で又は共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村であつて当該国立公園の区域をその区域に含むものと共同して、当該国立公園の区域内における集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、国立公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

（第十六条の二第一項関係）

2 1の協議会は、当該市町村（市町村及び都道府県が共同して組織する場合にあつては、当該市町村及び都道府県）、当該利用拠点区域内において国立公園事業を執行する者、利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係る施設等の所有者等をもって構成するものとする。

（第十六条の二第二項関係）

二 利用拠点整備改善計画の認定

1 一の1の協議会において、公園計画に基づき、当該協議会の構成員である市町村の区域内の国立公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、市町村又は都道府県及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、環境大臣の認定を申請することができるものとする。

（第十六条の三第一項関係）

2 利用拠点整備改善計画には、利用拠点整備改善計画の区域、当該区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針、利用拠点整備改善計画の目標、当該目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期等を記載するものとする。

（第十六条の三第二項関係）

3 環境大臣は、1の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の（一）から（四）までのいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第十六条の三第四項関係)

- (一) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (二) 当該利用拠点整備改善計画の実施が利用拠点整備改善計画の区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

- (三) 当該国立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (四) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 認定の取消し

環境大臣は、二の三の認定を受けた利用拠点整備改善計画が二の三の(一)から(四)までのいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

(第十六条の五第一項関係)

四 国立公園事業に関する特例等

認定を受けた利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業について、国立公園事業の執行に係る認可等の特例を定めるとともに、特別地域等における行為に係る許可等を要しないものとする。

(第十六条の六、第二十条から第二十三条まで及び第三十三条関係)

五 国定公園における協議会の設置等

1 国定公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該国定公園の区域内における利用拠点区域について、国定公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

(第十六条の七第一項関係)

2 1の協議会は、当該市町村、当該利用拠点区域内において国定公園事業を執行する者、利用拠点整備改善事業に係る施設等の所有者等をもって構成するものとする。

(第十六条の七第二項関係)

3 国立公園における利用拠点整備改善計画等に係る規定は、1の協議会について準用するものとする。

(第十六条の七第三項関係)

六 公園計画の変更又は公園事業の決定等の提案

一の1又は五の1の協議会は、利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園計画の変更又は公園

事業の決定等の提案を行うことができるものとする。

(第八条の二第一項及び第三項並びに第九条の二第一項及び第三項関係)

第二 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設

一 国立公園における協議会の設置

1 国立公園の区域をその区域に含む市町村又は都道府県は、市町村にあつては単独で又は共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村であつて当該国立公園の区域をその区域に含むものと共同して、当該国立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

(第四十二条の二第一項関係)

2 1の協議会は、当該市町村(市町村及び都道府県が共同して組織する場合にあつては、当該市町村及び都道府県)、当該国立公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業(以下「自然体験活動促進事業」という。)を実施する者、自然体験活動促進事業に係る施設等の所有者等をもって構成するものとする。

(第四十二条の二第二項関係)

二 国定公園における協議会の設置

1 国定公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該国定公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

（第四十二条の三第一項関係）

2 1の協議会は、当該市町村、当該国定公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施する者、自然体験活動促進事業に係る施設等の所有者等をもって構成するものとする。

（第四十二条の三第二項関係）

三 自然体験活動促進計画の認定

1 一の1又は二の1の協議会において、公園計画に基づき、当該協議会の構成員である市町村の区域内の国立公園又は国定公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、市町村又は都道府県及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の認定を申請することができるものとする。

（第四十二条の四第一項関係）

2 自然体験活動促進計画には、自然体験活動促進計画の区域、当該区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針、自然体験活動促進計画の目標、当該目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体等を記載するものとする。

(第四十二条の四第二項関係)

3 環境大臣又は都道府県知事は、1の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の(一)から(四)までのいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

(第四十二条の四第三項関係)

- (一) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (二) 当該自然体験活動促進計画の実施が自然体験活動促進計画の区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (三) 当該公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (四) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 認定の取消し

環境大臣又は都道府県知事は、三の三の認定を受けた自然体験活動促進計画が三の三の(一)から(四)までのいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

(第四十二条の六第一項関係)

五 認定を受けた自然体験活動促進計画に関する特例

認定を受けた自然体験活動促進計画に係る自然体験活動促進事業について、特別地域等における行為に係る許可等を要しないものとする。

(第二十条から第二十三条まで及び第三十三条関係)

六 公園計画の変更の提案

一の1又は二の1の協議会は、自然体験活動促進計画の作成のために必要な公園計画の変更の提案を行うことができるものとする。

(第八条の二第一項及び第三項関係)

第三 利用のための規制の強化

国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で政令で定めるものであって、当該国立公園又は国定公園の利用に支障を及

ばすおそれのあるものを行うことを追加するものとする。

(第三十七条第一項第三号関係)

第四 その他

一 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。

(第三条第一項関係)

二 中央環境審議会の意見を聴くこととされている国立公園事業の決定、廃止及び変更に関し、一定の事項については、審議会の意見を聴くことを要しないものとする。

(第九条第一項関係)

三 公園事業を譲渡する場合の地位の承継に関する規定の整備を行うこと。

(第十二条第一項関係)

四 公園管理団体として指定する法人が行う業務を見直し、自然の風景地の保護に資する活動及び国立公園又は国定公園内の施設の維持管理を行う法人を指定することができるものとする。

(第五十条関係)

五 国及び都道府県は、国立公園又は国定公園の利用の増進に資するため、国内外における国立公園又は国定公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

(第六十六条の二関係)

六 国立公園又は国定公園の特別地域等における許可を要する行為に係る罰則を引き上げるものとする
と。

(第八十二条第二号関係)

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 施行期日等

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から
施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の自然公園法（以下
「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加
え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第三項関係)